

千葉県環境審議会

平成21年8月28日（金）午後2時～

千葉県教育会館新館501

1. 開 会

司会 ただいまから千葉県環境審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます環境政策課政策室の石井です。よろしくお願いいたします。
はじめに、お手元の配付資料を確認させていただきます。お手数ですが、順次確認をお願いいたします。

会議次第

資料一覧

座席表

出席者名簿

千葉県環境審議会委員名簿

資料 1 千葉県環境審議会運営規程の一部改正について

資料 2 千葉県環境審議会運営規程（改正案）

資料 3 公害の防止に関する協定

資料 3 - 1 環境の保全に関する協定に係る基本方針（案）

資料 3 - 2 環境の保全に関する細目協定に係る基本方針（案）

資料 4 千葉県総合計画骨子（案）

資料 5 アルピニスト野口健氏の「千葉県環境大使」への就任について

参考資料として、

参考資料 1 千葉県環境審議会 運営規程

参考資料 2 公害の防止に関する協定書等

以上です。資料に不備がございましたらお知らせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、本日の環境審議会は、第 9 期の任期満了後初めての審議会ですので、本来であれば知事から皆様方に委嘱状をお渡しすべきところですが、大変失礼でございますが、今回、委嘱状につきましては、皆様の机の上に封筒に入れて置かせていただいております。ご了承いただきたいと思います。

次に、この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規程第 9 条第 1 項の規程により、原則公開となっております。

ここでお諮りいたします。本日の会議の公開については、公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開といたしたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

司会 ありがとうございます。

それでは公開とさせていただきます、傍聴人の方をお入れいたします。

（傍聴人入場）

2. あいさつ

司会 開催にあたりまして、環境生活部、市原部長よりご挨拶を申し上げます。

市原環境生活部長 皆さん、こんにちは。環境生活部長の市原でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。

本日はお忙しいところを千葉県環境審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます
でございます。委員の皆様には、日ごろから本県の環境行政の推進に多大なご協力をいた
だき、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

先ほど司会進行が申し上げましたように、環境審議会の任期は2年間で、第9期の新た
な任期のスタートでございます。このたび、審議会委員への就任についてお願いを申し上
げましたところ、快くお引き受けいただき、大変ありがとうございました。

この審議会は、本県の環境行政の基本となる事項について調査・審議をお願いする機関
でございます。私ども環境生活部の施策推進について一番重要なご意見をお聞きする審議
会というふうにとらえているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今年度の主な審議案件といたしましては、毎年度お諮りしております「公共用水域及び
地下水の水質測定計画」「温泉土地の掘削の許可」、これらに加えて、オスマドリ、キツ
ネ、ニホンジカの狩猟、さらに、35年ぶりになります。現在見直し作業を行っており
ます公害防止基本協定の改定等々についてお諮りを予定しているところでございます。

また、皆様ご案内のように、世界的に問題となっております地球温暖化問題に関するい
ろいろな施策も推進する必要があるということで、そういった施策推進につきましてもお知
恵を拝借したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

皆様ご案内のとおり、今年4月、新たに森田知事が就任したところでございますが、新
体制の下で、私ども、千葉県総合計画、行政改革計画、財政健全計画の三つの計画の策定
をいま進めているところでございます。

千葉県総合計画につきましては、後ほど骨子（案）等についてご説明させていただきます
ますが、三つの計画とも今年度中を目途に策定されることとなっております。本計画につ
きましては、また折を見て皆様方に報告をさせていただきたいと思っておりますが、本計
画の策定を契機として、環境保全に対する気運を高めるとともに、本県の環境に対する取
組みも対外的なアピールをしてまいりたいと考えておりますので、ご指導、ご協力のほど
をお願い申し上げます。

今後とも本県の環境行政の推進につきまして、率直な、また、いろいろなご意見をお願
いいたしまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

3. 委員紹介

司会 次に、委員の皆様をご紹介申し上げます。紹介は、お名前のみを申し上げます。
お手元の委員名簿をご覧ください。

正面に向かって左側の委員からご紹介いたします。

阿 部 俊 昭 委員でございます。

大野 眞 委員でございます。
亀田 郁夫 委員でございます。
矢崎 堅太郎 委員でございます。
安達 元明 委員でございます。
親泊 素子 委員でございます。
柿澤 亮三 委員でございます。
倉阪 秀史 委員でございます。
新藤 静夫 委員でございます。
鈴木 理之 委員でございます。
瀧 和夫 委員でございます。
田畑 貞寿 委員でございます。
戸井田 敏彦 委員でございます。
畠 瀬頼子 委員でございます。
榛澤 芳雄 委員でございます。
矢野 博夫 委員でございます。
横山 道子 委員でございます。
石井 利孝 委員でございます。
井上 健治 委員でございます。
小高 政喜 委員でございます。
小野田 典生 委員でございます。
勝山 満 委員でございます。
加藤 賢三 委員でございます。
河添 寿子 委員でございます。
小柳 健 委員でございます。
猿田 寿男 委員でございます。
杉田 昭義 委員でございます。
中村 正博 委員でございます。
安田 敬一 委員でございます。
田嶋 隆威 委員でございます。

以上でございます。また、他 15 名の委員におかれましては、本日それぞれ所用により欠席との連絡を受けております。

4. 県関係職員紹介

司会 続きまして、県関係職員を紹介いたします。
市原 環境生活部長でございます。
赤塚 環境生活部次長でございます。
和田 環境生活部次長でございます。
伊藤 環境対策監でございます。
庄司 環境生活部参事でございます。

千代 環境研究センター長でございます。
梅木 環境政策課長でございます。
北田 大気保全課長でございます。
松澤 水質保全課長でございます。
伏見 副参事（兼）鳥獣対策室長でございます。
田谷 資源循環推進課長でございます。
半田 廃棄物指導課長でございます。
船岡 健康福祉部薬務課長でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま、審議会の出席者は、委員総数 45 名のところ 30 名となっております、半数以上の委員の方が出席されておりますので、千葉県行政組織条例第 32 条第 2 項の規定により本会議が成立していることをご報告いたします。

議事に入る前に、県行政組織条例第 32 条第 1 項の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますが、本日は改選後最初の審議会でございますので、会長が選出されるまでの間、議事の進行をしていただく仮議長が必要となります。

ここで事務局からの提案ですが、仮議長には、前期会長をお務めいただいた田畑貞寿委員にお願いしてはいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

司会 ありがとうございます。

それでは田畑委員、恐れ入りますが仮議長席にお願いいたします。

仮議長 ご指名ですので、田畑ですが、仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議長が決まるまでの間、進行させていただきたいと思いますが、その前に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

議事録署名人を、

瀧 和 夫 委員

小野田 典 生 委員

よろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

5. 議 事

（1）会長の選出

仮議長 仮議長の役割は会長が決まるまでということですので、会長の選出をどのようにしたらいいかということで、千葉県行政組織条例第 30 条第 1 項の規定により「委員の互選」となっております。どなたかご意見ございましたら。

委員 引き続き田畑先生にお願いしてはいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

仮議長 ということなので、また今期もお引き受けするというのは大変なんです、皆さんからのご指名と、こう承りまして、会長を務めさせていただきたいと思っております。

そんなことで、よろしく願いいたします。

司会 よろしく願いいたします。

会長 それでは、田畑会長のほうから改めましてご挨拶をお願いいたします。

皆さん、何やら儀式みたいな流れを追っておりますけれども、今期も会長を務めさせていただくということでもあります。ちょうど身近で国政の選挙が、衆議院の選挙があるのですが、そこでいろいろな環境関連のことで街頭演説その他で耳に入るのが多々あるわけですが、それもそれですけれども、千葉県の中で何が今問題になっているか、あるいは何をやればいいのかというようなことは、それぞれ重々おわかりになっていると思いますので、くどくど言うことはないと思うのですが、問題は問題で大変なんです。エネルギー問題、それに関連するいろんな環境問題、それから食の問題にまつわる話とか、あるいはエネルギー関係で温度の関係は大変で、気象関係ですね、そういうこともあるし、それが諸々の形になって、今まで鋭意、この環境審議会スタート当初からいろいろやってきておるわけですけれども、まだこれからも大変時間のかかる話だと思いますので、この任期が2年ですか、その間にできることをやっていくということですので、委員の皆さんをはじめ参会の皆さん、ひとつよろしく願いしたいと思います。

挨拶はこのくらいにさせていただいて、早速議事に入っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

(2) 副会長の選出

会長 それでは、議事(2)副会長の選出の議題に移っていきたいと思います。

副会長につきましては、千葉県行政組織条例第30条第1項の規定により委員の互選と、会長と同じようになっておりますが、どなたにお願いするか、何かご意見があったらお願いしたいと思います。

委員 前期に引き続きまして、安達先生にお願いしてはいかがでしょうか。

会長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 それでは、副会長に先生をという発言がございますので、副会長を安達委員にお願いしたいと思います。

それでは、安達委員、こちらへどうぞ。

安達副会長に一言ご挨拶を、よろしく願いいたします。

副会長 皆様にご推薦いただきまして、前期に引き続き副会長を務めさせていただくことになりました。会長を補佐して責務を果たしていきたいと思っております。皆様のご協力をよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、私のご挨拶といたします。

会長 どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

(3) 千葉県環境審議会運営規程の一部改正

会長 次に議事ですが、千葉県環境審議会運営規程の改正を議題としたいと思います。

千葉県行政組織条例第 34 条の規定により、附属機関の議事及び運営に関して必要な事項は会長が定めることとなっておりますが、この場を借りて意見等を承りたいと思っておりますが、これについて事務局から説明をお願いいたします。

環境政策課長 千葉県環境審議会運営規程の一部改正についてご説明申し上げます。

お手元の配付資料 1 「千葉県環境審議会運営規程」の一部改正について、この資料をご覧くださいと思います。

千葉県行政組織事例第 33 条によって、「審議会には部会を置くことができる」と定められております。現在は、運営規程第 2 条により、環境審議会について、所掌事務が非常に広範多岐にわたることから、審議会の下に部会を設置して実質的な審議を行っていただくこととしております。

現在、部会につきましては、大気環境部会、水環境部会、廃棄物・リサイクル部会、自然環境部会、鳥獣部会、温泉部会、計 6 部会を設置しております、それぞれの分野における重要な事項について審議を行っているところでございます。

最近、地球温暖化対策、それから千葉県環境基本計画の進行管理も審議会のほうをお願いすることになっておりますが、こういった進行管理、それから環境学習等、それぞれの部会に横断的に関与する環境の課題が増えておりますが、これを直接所掌する部会が設置されておられません。このため、このような課題については本日のように環境審議会を開催させていただくこととなりますが、今、審議会の委員の皆様は 45 名と非常に多数で、大変皆様お忙しい中をお集まりいただいているということで、お集まりいただいて実質的な議論をいただくことがなかなか難しい状況でございます。そこで、運営規程の 4 条を改正して、現在設置されている部会で所掌しきれない横断的に関与する問題について審議する企画政策部会を新たに設置したいと考えております。今回、この運営規程の一部改正というのは、この企画政策部会を設置するための改正を行うということでお諮りするものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

会長 今、事務局から運営規程の一部を改正したいということでご説明がありましたが、ご意見、ご質問、むしろご質問ですか、ありましたらどうぞ。

ございませんか。

なければ、現在設置されている部会では所掌できない環境保全に関わる重要事項を所掌する企画政策部会を新たに設置することとし、千葉県環境審議会の規程は配付したとおり決めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 どうもありがとうございました。

(4) 所属部会の決定及び部会長の選出について

会長 それでは、次の議事の(4)所属部会の決定及び部会長の選出について。

所属部会を決めるようになっているのですが、所属部会の決定及び部会長の選出については、それぞれの委員の所属部会とか、あるいは規定がありまして、千葉県行政組織条例第 33 条第 2 項の規定により「会長が指名する」となっております。

今回、この審議の継続性とかそういう点も考慮しまして、前任期から継続して就任され

ている委員におかれましては引き続き同じ部会に所属していただいで進められたらいかがかと思ひます。新たに就任された委員におかれましては、それぞれご専門の分野等を考慮して、退任された委員の後任として入っていただきたいと思ひますが、いかがでしょう。

ここでは委員数は前任期と変更がなく、部会は一つ増えているわけですから、今お決めでいただいた新しい部会の委員については、事務局から説明をいただけたらと思ひますが、いかがでしょう。

環境政策課長　それでは、今ご承認いただきました新たに設置する企画政策部会について、委員さんにどのような形をお願いするかという点についてご説明いたします。

現在、環境審議会の定数については、千葉県行政組織条例で定められております。今回は、この人数については条例で定められておりますので、増やさずに対応させていただきたいと考えております。

そういたしますと、専任の委員に加えて、ほかの委員は、大変申しわけないのですが、他の部会の委員に兼務をお願いするという形で対応させていただければと考えております。全体としての定数は増やさないで企画政策部会を設置させていただこうと考えております。

兼務をお願いする委員につきましては、それぞれの分野からということで、県議会議員の皆様から1人、それから学識委員、住民の代表の方たちの中からそれぞれの分野ごとに、大気環境、水環境、廃棄物・リサイクル、自然環境、この各部会の皆さんからお1人ずつ兼務していただくということで企画政策部会は委員を構成したいと考えております。

以上でございます。

会長　ただいま事務局から説明がありましたが、この件について、ご意見、ご質問等ございますか。

特にないようでしたら、企画政策部会は委員が決まっているのでしょうか。

環境政策課長　それでは、会長さんをご相談した名簿がございますので、これを皆さんにお渡しするという形にさせていただきます。

会長　よろしくお願ひいたします。

(委員予定者名簿 配付)

会長　それでは、いま配付している委員名簿で今度は部会のほうの部会長さんも決めるということになりますが、企画政策部会ですが、亀田委員、磯部委員、川本委員、倉阪委員、原委員、榛澤委員、片岡委員、加藤委員、小柳委員、猿田委員に所属していただきたいと思ひますが、よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

会長　どうもありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

事務局からいま配付された資料をご覧いただいで、何かご意見、お気づきの点がございましたら、どうぞ。

ありませんか。

なければ、このような形で、「指名」という言葉が使われていますので、指名させていただきますので、よろしくお願ひします。

引き続き、今度は部会長の選出。部会長は、千葉県行政組織条例第33条第3項の規定により、「各部会所属委員の互選」となっております。本来ならそれぞれの部会でお決めでいただくということですが、場所を変えてというのですが、場所もなさそうなので、先

例がありますが、会長に一任するというやり方でいかがでしょうか。よろしいですか。

よろしければ、そうさせていただきます。

それでは、私から指名させていただきます。

大気環境部会、水環境部会、自然環境部会、温泉部会につきましては、継続してそれぞれの部会長をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

大気環境部会長は、安達元明委員をお願いしたいと思います。

水環境部会長は、鈴木昌治委員をお願いしたいと思います。

廃棄物・リサイクル部会長は、川本克也委員をお願いしたいと思います。

自然環境部会長は、原慶太郎委員をお願いしたいと思います。

温泉部会長は、新藤静夫委員をお願いしたいと思います。

それから、前任の部会長が退任されましたので、鳥獣部会長につきましては柿澤亮三委員をお願いしたいと思います。

また、企画政策部会につきましては、きょうお決めいただいた新たにつくる部会ですけれども、経験豊富な方で、そういう方のほうがよろしいのではないかということで、榛澤芳雄委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いたしたいと思っております。

それから、鈴木昌治委員、川本克也委員、原慶太郎委員は本日欠席ですが、私にお受けいただくことをお任せいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 よろしくお願いたします。

各部会の部会長さんもお決めいただきました。ご協力ありがとうございました。

それでは、所属部会氏名表を配ってください。

(所属部会氏名表 配付)

会長 改めて、所属部会氏名表と、それぞれの部会長さん。よろしいですね。

(5) 千葉県公害防止協定の改定について

会長 次に、議事(5)千葉県公害防止協定の改定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 本日お諮りするのには、千葉県公害防止協定の改定についてでございます。

用いる資料は資料3「千葉県公害防止協定の改定について」、この資料を用いて説明をさせていただきます。

資料3-1、3-2が諮問をしている中身、環境の保全に関する協定に係る基本方針、同じく細目協定に係る基本方針です。

冒頭、資料の説明をさせていただきましたが、参考資料2というのがございます。これが今回の協定改定に係る関係資料一式です。現行の「公害防止に関する協定書」のひな形、同じく細目協定書のひな形、協定締結地域内における大気環境基準等の達成状況、東京湾千葉県前面海域の水質経年変化、現行の公害防止協定締結工場の一覧、これらが入っております。

それでは資料3をご覧ください。

「公害の防止に関する協定」ですが、千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、

富津市の臨海地域には多くの企業がコンビナートを形成しております。製鉄所や火力発電所、化学工場等が多く立地しています。

公害防止協定は、地域住民の健康保護と生活環境保全を目的として、この京葉臨海地域の主要工場 52 社 61 工場と千葉県及び地元市で締結しております。

協定の見直しの概要をまず説明させていただきます。

現在の公害防止協定の骨格は昭和 49 年に整備されました。公害防止施設の整備や緊急時の措置等の基本的事項を規定する「基本協定」、それから具体的な公害防止対策を規定する「細目協定」に分かれて構成されております。

基本協定は昭和 49 年に見直しをして、現在に至っております。

具体的な公害防止対策を規定する細目協定については、5 年ごとに定期的に見直しをして現在に至っております。

現在の公害防止細目協定は、平成 17 年 4 月に改定され、その期限が平成 22 年 3 月末、今年度末であることから、昨年度来、協定締結企業、関係市と協議を重ね、次期の協定について、これから説明するとおり意見の一致をみたところです。

一つ目として、協定の締結の継続ですが、引き続き千葉臨海地域の環境を保全・維持するため協定を継続する、ということで意見の一致をみました。

二つ目として、昭和 49 年に整備された基本協定を見直すこととしました。後ほど説明いたしますが、現行の公害防止の基本協定は、その名のとおり公害を防止するという内容でつくられております。今回、基本協定に、公害の項目だけでなく、地球環境、法令遵守、地域住民への情報提供等を追加するとしております。あわせて、名称を「公害防止協定」から「環境保全協定」に変更する。

細目協定については、今までどおり大気・水質等、公害の防止の具体策を規定することとしております。

次のページをご覧ください。

「公害の防止に関する協定」の変遷です。

「公害防止に関する協定」につきましては、昭和 43 年に、東京電力を最初に、当初 41 社と公害防止協定を締結しました。

昭和 49 年には、従来、硫黄酸化物に係る大気汚染防止を主としていた内容を、水質汚濁、騒音、悪臭、地盤沈下等も盛り込んだ総合的な内容に刷新しております。

現在の公害防止協定は、この昭和 49 年の基本協定をベースとして継続されております。

細目協定については、5 年ごとに改定され、今回、平成 22 年 3 月末に期限を迎えることから、これを機に、あわせて基本協定を見直すことといたしました。

現行の「公害の防止に関する協定」の概要でございます。

協定の本文は参考資料 2 に「公害防止に関する協定書」として入れておりますので、後ほど参考にしてください。

公害防止協定は、公害防止施設の整備、また緊急時の措置等の基本的事項を規定する「基本協定」と、具体的な公害防止対策を規定する「細目協定」に分かれております。

「基本協定」のほうですが、現行の公害防止の基本協定は 17 条からなっております。「公害防止の理念」「細目協定」「年間計画書」「生産設備等の事前協議」「公害発生時、緊急時、事故時の措置」などについて記載されております。

この基本協定に細目協定が定義されております。

細目協定には、大気汚染の防止、水質汚濁の防止など具体的な対策を規定しております。例えば、ばい煙中の窒素酸化物の排出量とか、排水中の窒素、りんについて、守るべき協定値が定められております。

次のページをご覧ください。

「公害の防止に関する協定」の概要（２）、細目協定についてです。

公害防止の細目協定は、大気汚染の防止、水質汚濁の防止等 10 章 27 条からなっております。この期間は平成 17 年 4 月から 22 年 3 月末までの 5 年間でございます。

この細目協定の中で、例えば大気汚染の防止の硫黄酸化物対策ですと、ばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の排出総量を「幾ら幾ら以下とする」という記述で協定値として定めております。この協定値については、法や条例の基準よりかなり厳しい基準を設定しております。これが現行の公害防止協定の概要でございます。

続きまして下の欄、これは環境保全協定に係る基本方針です。資料 3-1 の説明となります。

今回見直しを予定している環境保全協定の基本方針ですが、協定の目標は、工場の建設及び操業に伴って生ずる環境への負荷の低減が地域の環境保全に重要な役割を果たしていることを認識し、「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展する社会の実現に向け、環境保全対策を推進する」としております。

対象地域は現行と同じことを考えております。

協定の期間は、平成 22 年 4 月 1 日からで、終了期間は、現行の公害防止の基本協定と同様、定義しない条例にしております。

次のページをお開きください。

環境保全協定に係る基本方針（２）でございます。

基本協定の目的ですが、工場の建設及び操業に伴って生ずる環境への負荷の低減について、事業者が率先して環境保全活動を行い、もって地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する、それが地球環境の保全に寄与する。こういったことを目的としております。今回、この基本協定に「地域の環境の保全」にプラスして「地球環境の保全」を追加いたしました。

下の欄が、基本方針の（３）、基本協定の内容です。

（２）環境保全対策ですが、大気汚染、水質などの典型 7 公害の項目、これを公害の項目として、別途、細目協定で協定値を定める等、具体的な対策を規定する項目としました。

廃棄物の排出抑制、化学物質による環境リスクの低減、地球環境の保全は、工場自ら削減に努める項目として定義いたしました。

次のページをお開きください。

基本方針の（４）でございます。

基本協定の内容の（３）環境管理の徹底。地球環境の保全、廃棄物の排出抑制、化学物質による環境リスクの低減というのは、工場自らが削減に努める項目ということにいたしました。しかし、協定工場が自ら率先して地球環境等の保全を推進するためには、企業の環境保全に対する理解が不可欠となります。今回、環境管理体制の整備・維持向上を掲げることにより、工場の環境を担当する部署が強化され、工場全体の環境への理解が向上す

る、こういったことを期待しております。

下の欄が基本方針の（５）です。

基本協定の内容の（８）環境保全活動の推進及び住民への周知。環境保全活動を推進するとともに、その結果等を住民に周知する。こういったことを自ら積極的に公表すること、ガラス張りにすることにより、より一層環境保全を頑張る、地球環境の保全等の努力規定が実効あるものになることを期待して、本条文を追加しております。環境の体制を強化して環境保全活動の結果を自ら公表する、こういう手法を講ずることにより、環境保全の項目も単なる努力規定で終わることはない、こういうふうに期待しております。

説明が前後しますが、上の欄の（４）細目協定、年間計画書、事前協議。これらについては、細目協定、年間計画書、生産設備の新增設時に事前協議を行うことを基本協定に規定しております。

基本方針の（５）～（７）は、公害発生時の措置、立入調査、違反時の措置、関連企業について書いております。

以上が、環境保全協定に係る基本方針の概要となります。

次のページをお開きください。大気質と水質の環境の現況です。

上のグラフは大気質のグラフ。協定締結地域の二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準等の達成率の経年変化です。過去 30 年分の結果を入れておりますが、達成率は、例えば赤い線が二酸化窒素の県の目標値ですが、平成 15 年度以降、概ね達成率は 80%以上となっております。緑の線、これは浮遊粒子状物質ですが、これも 15 年度以降、ほぼ 100%の達成率です。これらについては、参考資料 2 の 22 ページにもう少し詳しいものが載っております。

下のグラフが水質の環境の現況です。工場の廃水は直接東京湾に排出されております。そういったことから、前面海域の水質変化のグラフを示しております。代表的な汚濁指標である COD（青の線）で見ると、前面海域 9 地点の年平均値は、昭和 54 年以降からは 3～4 mg/L となっておりますが、ここ 10 年くらいは 2.5mg/L 程度で、良化の傾向を示しております。

これが環境の現状でございます。

次のページをお開きください。細目協定に係る基本方針です。

基本協定で定義した公害の未然防止の項目、これは大気質、水質等ですが、これらの項目については、排出負荷量等を定めることにより地域の環境を保全するという考え方です。今回、細目協定の内容ですが、前のページで環境の現況を説明させていただきましたが、大気質、水質等かなり改善が見られることから、現状の対策を継続する、これを基本的な考え方としております。

下のほうが大気汚染の防止ですが、硫黄酸化物、窒素酸化物などの排出量削減のための対策などは現行の細目協定どおりとする、ということにしております。

次のページをお開きください。細目協定に係る基本方針（３）でございます。

水質汚濁の防止につきましては、COD、窒素、りん等、各項目の対策等は現行の細目協定どおりとする。

地質汚染につきましては、掘削工事等、一定規模以上の掘削工事における土壌調査の実施、これを追加しております。こういった工事の機会をとらえて敷地内の土壌の状況を確認

認する必要があるとの考え方から、追加しております。外部に搬出する土壌等について確認を求めることを考えております。

騒音、地盤沈下、悪臭の防止、これについては現行の細目協定どおり考えております。以上が環境保全協定に係る基本方針の説明でございます。

整理いたしますと、現行の公害防止協定は、原型が昭和 49 年につくられたもので、大気質、水質などの公害防止、地域住民の健康を目的につくられています。

今回、地球環境などを基本協定に盛り込み、名称を「環境保全協定」とする。

それから、地域の環境を保全する項目は、大気質、水質、地質、騒音、地盤沈下、悪臭、これを公害の未然防止の項目として掲げて、細目協定に具体的な公害防止対策として規定しております。

廃棄物の処理、化学物質による環境リスクの低減、地球環境の保全については、目標値を定めなくて、自らの責任で地球環境の保全に寄与する方向で最善を尽くしていく。

これらを実効あるものとするために、環境管理体制を整備させ、企業自ら率先して環境保全対策を実行し、さらにそのことを積極的に周知する。

自らの環境負荷及びその負荷を低減するための取り組みを、皆に見える形にしておくことは、今回の協定で求めている環境管理の徹底にもつながると考えております。

このような考え方で今回の環境保全協定の基本方針を作成しました。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

会長 どうもありがとうございました。内容が非常に専門的な事項もたくさん入っておりますし、ここでご質問は受けるけれども、後でこれに関連する部会で鋭意検討していただくというようなことになろうかと思うのですが、どうぞご質問、ご意見ありましたら。

委員 参考資料 2 の現行の細目協定書を拝見いたしますと、19 ページから 20 ページにかけて、「第 7 章 廃棄物の処理」「第 8 章 化学物質環境保全対策」「第 9 章 地球環境保全対策」と細目協定のほうにこの三つが書かれているわけですが、今回の変更によって、この第 7 章から第 9 章までに書いてある事項が、細目協定ではなくて、協定自体のほうに移るといような理解でよろしいでしょうか。

特に第 8 章と第 9 章においては、化学物質に係る計画書を作成する、それから地球環境保全に関する計画書を作成し、それぞれ年度開始前に提出をするという、努力規定を超えた具体的にやらなければいけない事項が書いてありますので、これが後退するようなことにならないように協定を定めていただければと思います。

事務局 公害防止基本協定は昭和 49 年に定められたものですから、今言われた項目は欠けております。今回、基本協定を見直しまして、公害の項目は、公害の未然防止の項目、これは典型 7 公害ですが、これと、さっき言われた地球環境保全、化学物質、廃棄物、これを環境保全の項目として分けて、これは努力規定とさせていただきます。

先ほど、「後退することはないか」とご懸念を示されたのですが、昨年度来、県・市・企業の 3 者で打ち合わせてまいりましたが、計画書についてはこれまで同様提出してもらうということで話を進めさせていただいております。

今回見直ししたのは、基本協定の中に地球環境とかこういうものが入ってなかったので、基本協定のほうではっきりこういう項目を定義して、あと、協定値でもって規制をする項目、それ以外に、企業自らが努力をして環境を改善する項目、こういうふうにし

っかり分けた。これまでの指導、年間の計画書により、化学物質とか、温室効果ガスとか、いろいろ資料を求めてまいりましたが、これらについては、これまで同様、計画書として上げてもらうこととしております。

会長 事務局から説明がありましたが、倉阪委員、よろしいですか。

委員 はい。

委員 質問ですが、対象は東京湾臨海地域に限っているようですが、他の地域についていかがか。説明があつたのかどうかわかりませんが、ちょっとお尋ねします。

事務局 これまでの公害防止協定は、千葉から富津まで。確かにそれ以外にも工場はたくさんございます。千葉から富津までというのは、千葉県を代表する排出負荷量の大変大きな工場がここに集中しておりまして、これまで、個々の企業で公害防止協定を結んで、ここで手本を示して、周りの工場に同様にやっってくださいというふうをお願いをする。そういう感じでした。

今回も、やはり、この地域については多少の議論はございました。ただ、今回、協定を継続するというのでこの52社61工場と話を進めておりましたので、今回も一応同じ範囲でこれをやっていきたいと考えております。この同じ範囲でやっていく。これで千葉県内の有力工場を大体把握できるだろう。あとは、この考え方を周りの工場に広めていきたい。こういうことをご理解をお願いできたらと思います。

委員 説明はよくわかりましたけれども、私、危惧というか、若干感じているのは、九十九里浜地域は、ご存知のようになんか天然ガス鉱床があるわけですね。東京湾岸以外にも、そういうようなかなり懸念されるような企業もなきにしもあらず。一つの例は、地盤沈下に天然ガス採掘に伴うかん水の揚水が全く関係がないとは私は思えないんですよ。この辺のところはどういうふうにご考えておられるのか。

水質保全課長 東京湾岸については、京葉臨海部については公害防止協定を締結しているのですが、ご懸念の九十九里地域については、確かに天然ガスを採取しているということで、こちらについては地盤沈下防止協定というのを主要な採取企業と締結してまして、採取制限をして地盤沈下を防止しているというような内容でございます。それは今でも継続しているということでございます。

委員 わかりました。今のような説明を受ければ、私の質問はなかったわけです。全く関係ないというふうにちょっと聞こえたものですから、懸念しました。

委員 公害防止から環境保全というふうになくなった場合、エネルギー問題とか、生物多様性とか、景観保全とか、そういった部分まで広く関与してくると思うのですが、その辺はどういうふうな形で処理する予定でしょうか。

事務局 臨海の工場ですので、ここでは地球環境保全になっておりますが、やはりCO₂の削減とかエネルギーは切っても切れない。エネルギーの高効率化をすることで、環境への負荷というのは非常に下がるかと思っております。

あと、臨海の工場ですので、自然環境、生物多様性は、今回特にそこまで考えてはおりません。ただ、環境保全を推進することにしておりますので、現状でもそうですが、いろいろ里山の保全とか、臨海の工場も率先して協力はさせていただいております。

会長 委員、いかがですか。

委員 東京湾の海洋資源だとか、その辺がちょっと気になっていたものですから。

会長 具体的にどのようなことをやっていけばいいでしょうか。

委員 水質に関わるかもしれないのですけれども。

会長 海域の水質ですね。

委員 実際的にそこまで無理ということはわかっていても、やはり、公害防止から環境保全という大きな領域での協定書に変わるわけなので、言葉でエネルギー問題とかそういったものを多少入れておくだけでもニュアンス的に違うかなという感じがします。

それからもう一つ、今までの協定で効果はどうだったかを教えていただきたい。

事務局 協定の効果といいますか、今までの公害防止協定で、大気とか水質はかなり厳しい排出基準を設定しております。例えば大気ですと、協定では、窒素酸化物、ばい塵等について、施設の種類、燃料の種類、規模等に応じて大気汚染防止法に定める排出基準よりも厳しい基準。一例を申しますと、ガスタービンですと大気汚染防止法の窒素酸化物の排出基準は70ppmですが、この公害防止協定では20ppmです。あと水質の関係ですが、水質は、法律では公共用水域への出口である排出口で規制されております。この公害防止協定では、その施設の排水口ごとで規制しております。だから、薄めたりするというのは非常に難しい。

それからもう1点、総量規制というのがございますが、法に基づく東京湾の総量規制基準というのがあります。この協定でも総量で規制をしているのですが、それを比較しますと、CODですと、法の総量規制基準を合計したものと協定値を合計したものを比較すると、協定の方が大体4割ぐらい厳しい基準になっていると言えらると思います。ただ、一概に、これは効果と言えるかどうかわからないのですが、実際に法よりも厳しい基準を設定して、実際に効果は上がってきている。あと、東京湾で言いますと、生活系の排水、あと、その他系と言えはいいのでしょうか、そういったものが大きな要因を占めておりますので、工場からの汚濁負荷の削減ということではかなりやっているのではないかと判断しております。

会長 少し名称を変えて検討していこうということですので、今のようなご説明ですが、よろしいですか。

委員 はい。

会長 それ以外にございますか。

委員 4ページの3にございます努力規定による項目のところですが、「化学物質による環境リスクの低減」という書き方がなされておりますが、多分、こことその次のページの「環境管理の徹底」のところに含まれるのではないかと思うのですが、いわゆるPRT法で規定されております特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理というのは、千葉県は排出量、移動量とも全国的にかなり多いところだと思うので、その辺のところをもう少しかみ砕いて記述されたらよろしいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局 これは基本方針ですので、ご意見を参考にもう少しわかりやすい記述にして、企業のほうに示していきたいと思っております。

会長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 それ以外にございますか。よろしいでしょうか。

いろいろなご質問、ご意見が出てきたわけですが、これをさらに検討してつくらなければいけないということですので、どのような方法で、どの部会でどういうふうにつくっていくかというようなことの決りをしないと決まらないと思いますから、前回のことをあまり参考にしても役に立たないとおっしゃられるなら別ですけれども、前回の公害防止協定の改定のときはどういう構成で進められましたか。わかりますか。

事務局 前は、大気環境部会、水環境部会、廃棄物・リサイクル部会の3部会の合同部会を設置していただいてご審議をお願いしました。

会長 大気環境、水環境、廃棄物・リサイクル部会ですか。こういうところで部会でまとめて、さっき親泊委員ほかから、いろいろ関係することがあるのではないかというご質問、ご意見が出てまいりましたけれども、関係あるところはまたその都度入っていただいてやるというようなやり方もあろうかと思しますので、基をつくるのは合同部会でよろしいでしょうか。

これについてご意見ございますか。

それでは、審議会の運営規程で4条3項という規定がありまして、「会長が必要と認めるとき」ということになっているのですが、「二つ以上の部会の合同の部会が設置できること」という項目がありますので、前回と同様、大気環境、水環境、廃棄物・リサイクル部会の合同部会で審議をして、進めて、まとめられる、そんなことで進めていただけたらいかがでしょう。

これはお願いしないと、専門的な中身がたくさん含まれているので、鋭意検討していただく、あるいは審議していただくことにしたらいかがでしょう。

そんなことで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、この部会長は、前は水関係の専門家だったのですが、会長がまとめればいいのですが、私はそっちの専門とちょっと違いますので、むしろどなたかにお願いしたほうがいいと私は思ひますが、どうしましうか。

副会長の安達さんにお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょう。やっぱりその関係の筋の人にお願ひしたほうがいいと思ひますから。

(「異議なし」の声あり)

会長 よろしいですね。

副会長 はい。

会長 では、よろしくお願ひいたします。

安達先生、大変ですけれども、部会長及び副会長と3足のわらじを履いてやらなければならないことになりましたが、よろしくお願ひいたします。

日程その他、これは素案はいつまでにつくるのですか。

事務局 締結は本年度末ですが、まず答申をいただかないと作業できませんので、やはり秋ぐらには答申をいただければと思ひておひります。

会長 大変急ぎで申しわけありませんが、関係する部会の委員の皆さん、よろしくご協力のほどをお願ひいたします。

それでは、そんなことで日程等を調整して、鋭意お願ひしたいと、このようにお願ひします。

これは、担当の室長さんのほうはよろしいですか。

事務局 はい。合同部会の日程調整を私どものほうでやらせていただきます。

会長 では、よろしくをお願いします。

これで審議の項目については終わりました。

6. そ の 他

(1) 報告事項

ア.「千葉県総合計画」の策定状況について

会長 報告事項に入っていきたいと思います。

報告事項、「千葉県総合計画」の策定状況、よろしくをお願いします。

環境政策課長 それでは、この場をお借りして報告をさせていただきます。

まず報告の1点目ですが、総合計画の策定についてです。

資料4をご覧くださいと思います。

今年度中に私ども千葉県で総合計画を策定するというので、先日、計画策定懇談会という懇談会が開かれまして、これは各学識経験を有する方たちにいろいろとご検討いただくということで設けられた懇談会ですが、こちらでお示しした資料で計画の策定について報告をさせていただきます。

この計画は、第1章にございますように、中長期的な視点に立って県政を運営する必要があるということで、千葉県のあるべき姿と、これを実現するための取り組みを示す総合計画を策定するというので、今回、この策定懇談会において示された骨子(案)の内容についてご説明申し上げます。

構成ですが、基本構想と実施計画の2部構成で、基本構想につきましては、10年後の本県のあるべき姿を達成するための目標と政策の方向性を示し、実施計画につきましては、その目標を達成するために、平成22年度から24年度までの3ヵ年で重点的に取り組む事項を整理するというのでこの計画がつけられるということで、今その策定作業が進められています。

基本構想のほうですが、この中の項目は、真ん中の段にございますように、課題についてまず把握した上で、それについて基本理念、基本目標を定めていくということを予定しております。この課題の中には、私どもにも関係しますけれども、環境保全の項目が真ん中にございます。環境保全についても現況をいろいろとここで整理しながら課題を整理していくという作業がこれから行われることとなります。

基本理念につきましては、真ん中にございますように、千葉県のすべての県民が「くらし満足度日本一」を宣言できる千葉を実現するというので、いろいろな項目について日本一を目指していこうということで、この中にも「環境づくり日本一」ということで、環境関係についても力を入れていこうという理念が加えられるということで、今、検討を進めています。

目標は、三つの大きい柱にございます。「3 基本目標」という欄にございますように、

「Ⅰ 安全で豊かな暮らしの実現」「Ⅱ 千葉の未来を担う子どもの育成」「Ⅲ 経済の活性化と交流基盤の整備」ということで、この三つを基本目標にして具体的な施策を展開していくということで、重点的に取り組む一つの例として、これからこういった柱を含めてご検討いただくということになりますので、まだこれは決まったものではなく、皆様のほうに一度お示しをして、ご意見をいただきながら、これからいろいろと計画案をつくっていくということになりますけれども、そのたたき台としてお示ししたことになります。

裏のページに、それぞれの項目について、柱ごとに、どんな施策体系がその項目に含まれるのかということで、今申し上げた三つの柱が一番大きい大項目ということになります。「基本目標」、これが三つございます。

そして、中項目ということで、ではそれぞれの政策がどの目標に含まれるのか、それぞれの政策にどういう事業が考えられるのかということをお示ししたのが、この裏のページの「施策体系イメージ」ということになります。

もちろん、これで決まったものではなくて、今後、柱の見直し、あるいは、どの施策がどの分野に行くのかというのはこれから整理が行われますので、これからまだいろいろと検討が行われることとなりますが、今こうした形で千葉県として総合計画の策定の作業が始まりましたということで、皆様のほうに今回お示しさせていただきました。

今後のスケジュールとしては、今回、骨子（案）をお示しして、また策定懇談会等でご意見をいただいたり、あるいは県民の方からのアンケート、それから市町村の方にもいろいろとお聞きするというので、これからまた皆さんからご意見をいただいた上で、改めて計画原案、それから計画（案）ということで、熟度を高めていく作業を行っていくということになっております。

今回、最初の会議で示された骨子（案）ということで、これをたたき台にして、改めて今いろいろと検討が行われております。皆様のほうにも、順次、私どものほうでも情報が手に入りましたら、いろいろとまた報告をさせていただきたいと思っております。

今回は、こういった総合計画が今年度中に策定を目指して検討が始まりましたという報告を、この場でさせていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会長 どうもありがとうございました。

今の説明に対して、ご意見、ご質問ございますか。

委員 環境の部分について少しお聞きしたいところがありますので、よろしくお願いいたします。

表の骨子（案）のほうには、環境保全で「外来生物対策の推進等」という文字が入っています。施策体系イメージのほうを見ますと、おそらく「豊かな自然環境と良好な大気・水環境の保全」のところに該当するのかなと思うのですが、外来種に当たるところが、四つの「・」で言うと「・人と自然との共生」に当たるのかもしれませんが、もしそのつもりでつけておられるのであれば、「外来生物との共生」というと、対策の目標によっては、何というか、ちょっと誤解を生むようなところがありますので、別に「・」を設けたほうがいいかなと思われましたので、意見を述べさせていただきます。ご検討ください。

会長 どうもありがとうございました。

それ以外に、環境審議会の皆さん、これじゃ困るといのがきつといっぱいあろうかと

思います。

総合計画ということですから、どういう内容のものができてくるか。

千葉県の総合計画は、前は何年前ぐらいにこういうのがあったんですかね。どこの自治体、県レベルでも総合計画をつくってありますが。

環境政策課長 千葉県の計画は、従前は5年ごとに「5ヵ年計画」という形でつくられた時期もございました。最近では、私どものほうで、具体的にあまり長長期の計画をつくっても、実際に時代の流れが非常に速いので、それぞれ、一定の期間を定めて事業を実際に具体的に行っていくということで、最近では、戦略プロジェクトというのを指定して、一定の期間内に重点的に事業を行うとか、あるいは各年度ごとにアクションプランというのを立てまして、中長期的な計画を、各年度、具体的にどんな事業を行っていくのか、そんな形で検討を今まで行って、事業を実際に推進を図ってまいりました。

会長 ということですけれども、名前はともかく、社会的な状況の変化がいろいろありますので、やはりきちっとした県の方向性、あるいは具体的なプロジェクトの推進がきっと必要だと思いますので、こういうことを考えていく。

この件については、きょうご意見が出なくても、委員の皆さん、またその都度ご意見、ご質問を取っていただくということでよろしいでしょうか。

ご意見、あるいは、これだけは絶対に落とさないでくださいというのがありましたら。では、この件はこれで終わらせていただきます。

イ. その他

会長 その他に移ります。

次は「千葉県環境大使」の設置について、そういう話ですか。

事務局 長時間ご着座のところ、お疲れのところ、大変申しわけないのですが、皆さん集まっていたいただいたこの場をお借りしまして、一つだけPRをさせていただきたいと思えます。

新聞等でも報道されましたのでご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、エベレストとか富士山でごみの清掃を行ったり、子どもたちの環境教育などに広く取り組んでいらっしゃるアルピニストの野口健さんという方がいらっしゃるのですが、この方が千葉県の千葉市に今お住まいというご縁がございまして、このたび千葉県の環境大使をお願いすることといたしました。

この件につきましては、8月6日に知事のほうから委嘱状をお渡ししまして、今後、千葉県の環境施策のPR等についてご協力いただくということでお願いをしております。

最近の環境問題を解決するためには、一人ひとりの取り組みが必要だということ、あとは小さいころからそういった環境についての意識をきちんと持っていただくということがとても大事なことだと思っておりますので、この野口健さんというチャンネルを借りながら、今後、環境政策の普及啓発を効果的に進めていけるように、県としても頑張りたいと思っておりますので、皆さんのほうもご協力よろしく願いいたします。

以上です。

会長 どうもありがとうございました。

これは、こういうことですかということですか。よろしいですね。

何かわからないようなことがおありでしたら、どうぞ。

委員 わからないので教えてほしいのですけれども、公害の防止協定に関することできょうは随分説明をいただきました。ここに関連することが千葉県の総合計画に関連してくると思うのですけれども、もう一つ関連しそうなものとして環境基本計画というのがあるだろうと思うのですが、その辺の環境基本計画による縛りみたいな感じですね。それから、千葉県総合計画による縛りというか、関連というんですか、扱い方とか考え方がどう調和していけばいいのか、その辺の大まかな行政的な枠というのでしょうか、その辺がわからないもので、ちょっと説明をしていただければ幸いです。

環境政策課長 千葉県にもいろいろな計画がございますけれども、県政全般にわたる総合的な施策、県がどんな目標を持っていくのかとか、そういうものを総合的に行うものがこの総合計画で、それぞれ個別にいろいろつくられる計画の最上位に属する総合的な計画という位置づけになります。それぞれの分野においていろいろな計画なり基本計画がございますが、それとの整合性を取りつつ行っていくという形で全体としての調整は行われています。

会長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 環境基本計画は前回のこの会で答申したということで、それは出来上がっているのですね。ですから、どういうことになりますかね。それをベースにして総合計画が立てられるか、あるいはまた新たに総合計画の枠組みの中で環境基本計画を見直すのか、この辺はまた事務局が行政側で十分検討されると思うのですけれども。

きっと庁内のほうは、世の中の変化、社会情勢の変化もあるから、それに対応して総合計画を立てる、それから環境基本計画の枠組みをもう一度ということになるのか、ちょっとわかりませんがね。あるいは、環境基本計画、あれは10年計画でしたかね、前回つくったのは。事務局のほうでわかれば。

事務局 一応平成30年度を目標としてつくられた計画になります。

会長 今度つくる総合計画というのは、4～5年なんでしょう。

事務局 そうです。総合計画のほうは3年間でやることを主に書いていく計画になります。

会長 だから、環境基本計画の中で短期でやる内容は、本当は全部総合計画に入らないとおかしいということもあり得るね。その辺はどうなんですかね。

事務局 ただ、さっき課長も申しましたように、広範な計画になりますので、それがピッタリ一致するということではなく、理念的なものが多く含まれるようなことになるかと思うのですが。

会長 いろいろな問題があると思いますが、また流れに沿っていろいろと検討していったらいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(2) その他

会長 それ以外に、その他でご質問がありましたら。

委員 私ごとでちょっといいですか。

ここの席でというのはちょっとあれなんですけれども、私ごとで申しわけありませんが、

過日、「環境の日」に、千葉県から推薦されたのだと思いますが、環境大臣から地域環境功労賞というのをいただきました。県の方々には大分お世話をかけたと思います。また、ここにおいでの方にも日ごろいろいろと、この議論の場を通じて環境問題など議論させていただいたということがどういう効果があったのかわかりませんが、身に余る光栄をいただきました。6月10日でございます。関係者の皆様にこの場を借りてお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

会長 どうもおめでとうございます。

それでは、今回のこの審議会を閉じたいと思いますが、急にもう一遍会長だというふうには振られましたので、何も用意してこなくて、挨拶のこともあまり考えてなかったのですが、これからも皆さんの協力をいただいて務めていきたいと思いますので、よろしく願いします。

それでは、きょうの第1回を終わらせていただきます。どうもご苦労さまでした。

あとは事務局にお返しします。

司会 田畑会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

冒頭、議事録署名人として指名されました瀧委員と小野田委員におかれましては、後日、議事録ができ上がりましたらご署名をいただきに伺いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

7. 閉 会

司会 以上をもちまして、本日の環境審議会を終了いたします。長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

— 以上 —